

# HSBC アジア・プラス

追加型投信／海外／株式



- ・本書(本投資信託説明書(交付目論見書))は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・以下の委託会社の<照会先>ホームページにて販売会社(当ファンドの購入の申込取扱場所、本書の提供場所)などの詳細情報をご確認いただけます。
- ※投資信託説明書(請求目論見書)は、<照会先>ホームページにて閲覧・入手(ダウンロード)が可能です。
- ※本書には当ファンドの約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されています。

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者です。)

HSBC投信株式会社:金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第308号

<照会先>

電話番号:03-3548-5690

(受付時間:委託会社の営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ:[www.assetmanagement.hsbc.co.jp](http://www.assetmanagement.hsbc.co.jp)

受託会社(ファンドの信託財産の保管および管理を行う者です。)

三菱UFJ信託銀行株式会社



**HSBC**  
Global Asset  
Management

- ▶ 本書により行う「HSBC アジア・プラス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年2月8日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2021年2月9日に生じています。
- ▶ 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)を請求された場合には、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。
- ▶ 当ファンドの商品内容について重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、当ファンドを購入された投資者(受益者)に対して事前に書面にて変更内容をお知らせし、ご意向を確認させていただきます。
- ▶ 投資信託(ファンド)の信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- ▶ 本書は、当ファンドを購入される投資者に、あらかじめご確認いただきたい重要な事項を記載しています。ご購入の際には、本書の内容を十分にお読みいただきますようお願い申し上げます。

## 商品分類および属性区分表

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式))	年1回	アジア	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

## 委託会社等の情報

- ・名称：HSBC投信株式会社
- ・設立年月日：1985年5月27日
- ・資本金(本書作成時現在)：495百万円
- ・運用する投資信託財産の合計純資産総額(2020年11月末現在)：1,133,645百万円

## 《HSBCグループおよびHSBCグローバル・アセット・マネジメント》

- ▶ HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、北アフリカにまたがる64の国と地域でお客さまにサービスを提供し、その歴史は1865年の創業に遡る世界有数の金融グループです。
- ▶ HSBC投信株式会社が属するHSBCグローバル・アセット・マネジメントは、個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCグループにおける資産運用部門の総称です。HSBCグローバル・アセット・マネジメントは約25の国と地域に拠点をもち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かして、お客さまにグローバルな投資機会を提供しています。

※上記は本書作成時現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

# 1 ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

「HSBC アジア・プラス マザーファンド」\*への投資を通じて、主に、日本を除くアジアの企業の株式等で運用する投資信託証券に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

\* 以下、「マザーファンド」といいます。

## ファンドの特色

### 1. 複数の投資信託証券への投資により、日本を除くアジア広域の株式等に幅広く投資します。

- ▶ マザーファンドへの投資を通じて、以下の投資信託証券(ファンド)に投資します。
  - 米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド アジア(除く日本)エクイティ クラスJ1C」\*の投資信託証券を主要投資対象とします。投資比率は、原則として70%(50%から90%の範囲)とします。
    - \*以下、「HSBC GIF アジア(除く日本)エクイティ クラスJ1C」といいます。
  - 上記ファンド以外に、日本を除くアジアの株式を主要投資対象とする投資信託証券、株価指数連動型の投資信託証券(ETFを含む)に投資します。
- ※投資対象ファンドの組入れについては、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。

- ▶ 実質的に以下の株式等に投資します。

投資対象企業	・日本を除くアジアの企業
投資対象有価証券	・投資対象企業の株式 ・投資対象企業のADR(米国預託証券)やGDR(グローバル預託証券) 等 ※預託証券とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。

- ▶ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

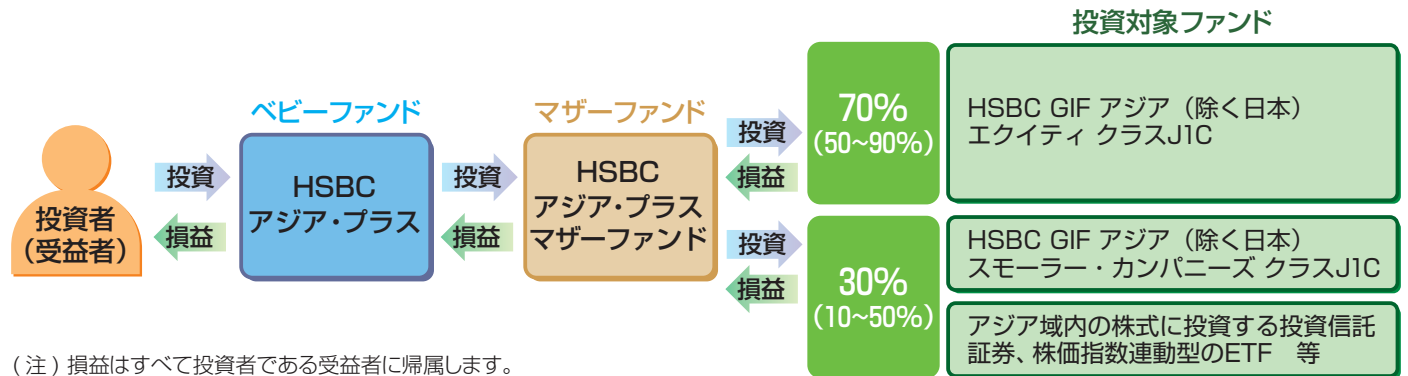
### 2. 投資対象ファンドの運用は、HSBCグローバル・アセット・マネジメント内の運用会社が行います。

- ▶ HSBCグローバル・アセット・マネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

## ファンドの仕組み

### ▶ 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。



※マザーファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託(ファンズ)に投資する投資信託(ファンド)のことをいいます。

※マザーファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。

## 主な投資制限

**投資信託証券への投資** 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

**外貨建資産への投資** 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

年1回の決算時(毎年5月10日、休業日の場合は翌営業日)に、以下の方針に基づき、分配を行います。

- ▶ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ▶ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- ▶ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注)将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。取扱いコースの有無および各コースの名称は販売会社により異なります。

※「一般コース」の分配金は、税引後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」の分配金は、税引後、決算日の基準価額で、無手数料で再投資されます。

### <分配金に関する留意点>

- ▶ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ▶ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ▶ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

※市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

## ＜追加的記載事項＞

### 投資対象ファンドの概要

ファンド名	HSBC GIF アジア(除く日本)エクイティ クラスJ1C
形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(米ドル建)
運用の基本方針	日本を除くアジアの国・地域の企業の株式を主要投資対象とし、大型株式を中心に投資を行い、中長期的な投資成果を目指します。
主な投資対象*	主として日本を除くアジアの国または地域に登録された拠点を持つ企業および日本を除くアジアの国または地域の主要な証券取引所に上場(これに準ずるものを含まず)されている企業、また営利活動のかなりの部分を日本を除くアジア域内にて行う企業の発行する株式(これに準ずるものを含まず)に投資します。
決算日	年1回(毎年3月31日)
分配方針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー	年0.60%
その他費用	有価証券の売買にかかる手数料、租税、コストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申込手数料	ありません。
償還条項	すべてのクラスの純資産額の合計が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。

ファンド名	HSBC GIF アジア(除く日本)スモラー・カンパニーズ クラスJ1C
形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(米ドル建)
運用の基本方針	日本を除くアジアの国・地域の企業の株式を主要投資対象とし、中小型株式を中心に投資を行い、中長期的な投資成果を目指します。
主な投資対象*	主として日本を除くアジアの国または地域に登録された拠点を持つ企業および日本を除くアジアの国または地域の主要な証券取引所に上場(これに準ずるものを含まず)されている企業、また営利活動のかなりの部分を日本を除くアジア域内にて行う企業の発行する株式(これに準ずるものを含まず)に投資します。
決算日	年1回(毎年3月31日)
分配方針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー	年0.60%
その他費用	有価証券の売買にかかる手数料、租税、コストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申込手数料	ありません。
償還条項	すべてのクラスの純資産額の合計が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。

ファンド名の「GIF」とは、グローバル・インベストメント・ファンドの略です。名称に「GIF」を含むファンドについては、日々の純流入額がファンドの純資産額の一定割合を超える場合、取引コストや税金等の影響を軽減させるために、一単位当たり純資産額の調整を行うことがあります。また、デリバティブ取引を行う場合があります。

なお、HSBC投信株式会社は、当該各ファンドへの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。

※上記投資対象ファンドは、上海・香港両取引所間および深セン・香港両取引所間の株式売買注文相互取次制度を通じて、中国A株に投資する場合があります。この制度は比較的新しい制度であり、規制や決済、売買慣行等が必ずしも安定していないため、今後規制等の大幅な変更により、投資対象ファンドにおいて影響を受け、その結果、当ファンドが不利益を被る可能性があります。

(注)上記の内容は本書作成時現在のもので、今後変更される場合があります。また、投資対象ファンドは、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。

## 2 投資リスク

投資信託は**元本保証のない金融商品**です。また、投資信託は**預貯金とは異なることにご注意ください**。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの**運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します**。

### 基準価額の変動要因

#### 〈主な変動要因〉

株 価 変 動 リ ス ク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。
信 用 リ ス ク	株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。
流 動 性 リ ス ク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。
カ ン ト リ ー リ ス ク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制や税制の変更、新たな規制が設けられた場合には、基準価額が影響を受けることや投資方針に沿った運用が困難になることがあります。新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さいことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- ▶ 当ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。
- ▶ 当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- ▶ 他のベビーファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のベビーファンドにおける資金変動等が当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

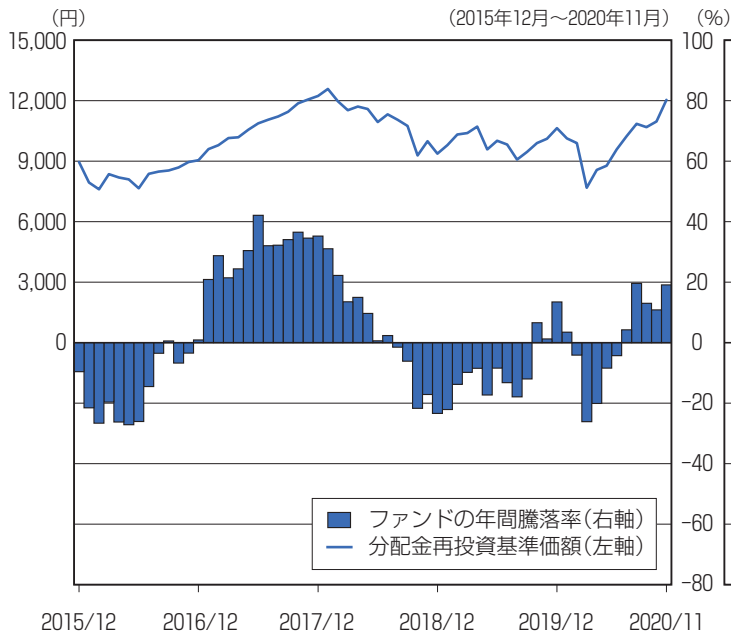
### リスクの管理体制

運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会(運用拠点により呼称が変わることがあります。)において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

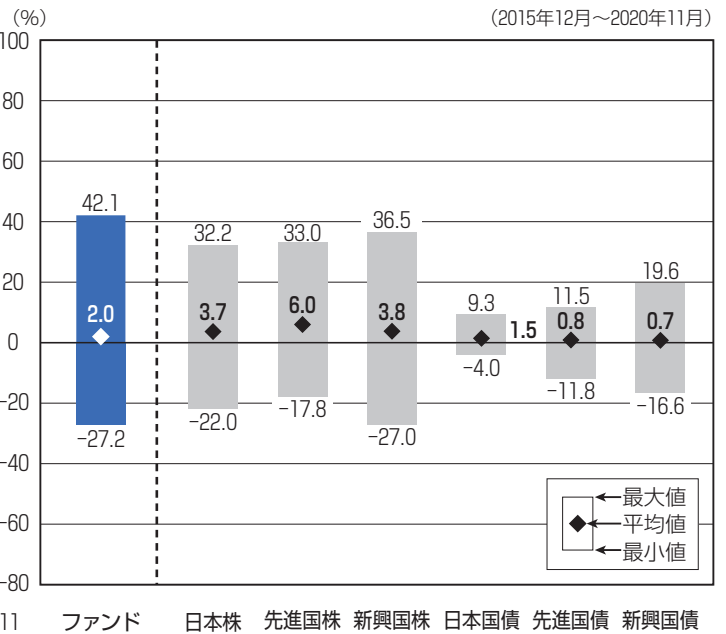
※運用リスクの管理については、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書作成時現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

## < 参考情報 >

### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



(注)分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。  
年間騰落率は、各月末の分配金再投資基準価額の値を当該月の1年前の値と比較して計算した騰落率(%)であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。  
分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

(注)グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるように作成したものです。なお、代表的な資産クラスのすべてがファンドの投資対象になるとは限りません。ファンドについては分配金再投資基準価額の騰落率です。

## < 参考 > 各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)
- 新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円換算ベース)

- 東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利および東証株価指数 (TOPIX) の商標または標章に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株式会社東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、その著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債は、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
- JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、J.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

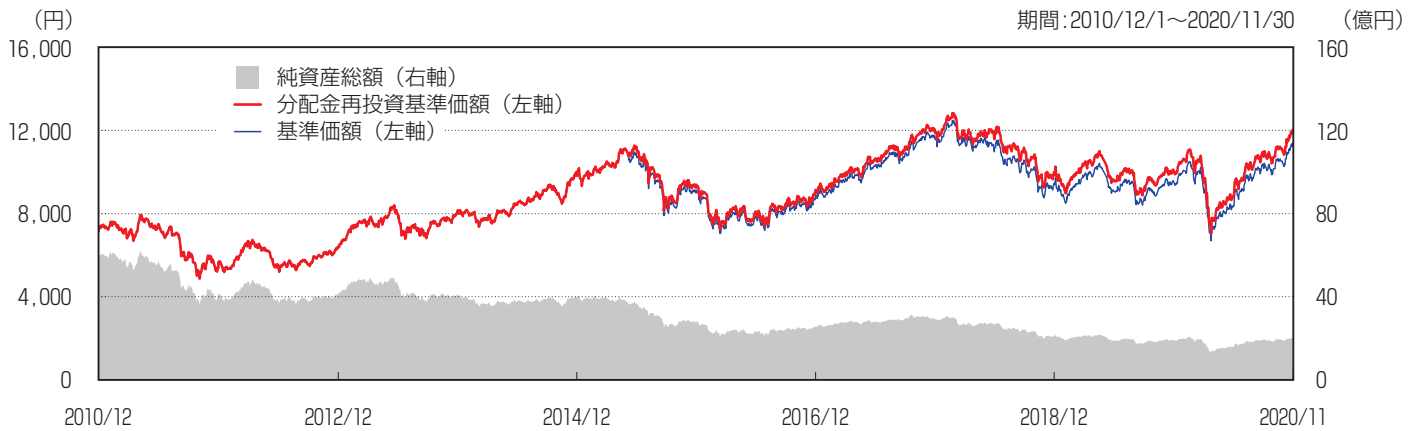


# 3 運用実績

(2020年11月末現在) 基準価額：11,404円／純資産総額：20億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## ① 基準価額・純資産総額の推移



注: 基準価額(1万口当たり)は信託報酬控除後のものです。分配金再投資基準価額(1万口当たり)は税引前分配金を再投資したものです。

## ② 分配の推移

決算期	分配金
第13期(2020年5月)	0円
第12期(2019年5月)	0円
第11期(2018年5月)	300円
第10期(2017年5月)	0円
第9期(2016年5月)	0円
設定来累計	600円

注: 分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

## ③ 主要な資産の状況

(マザーファンドのデータを表示しています。)

### 組入ファンド

国/地域	種類	ファンド名	比率 <sup>*1</sup>
ルクセンブルク	投資証券	HSBC GIF アジア(除く日本) エクイティ クラスJ1C	52.2%
ルクセンブルク	投資証券	HSBC GIF アジア(除く日本) スモラー・カンパニーズ クラスJ1C	47.3%
組入ファンド数			2

\*1 マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

### 保有ファンドの組入上位銘柄

#### HSBC GIF アジア(除く日本) エクイティ

順位	銘柄名	国・地域名	業種	比率 <sup>*2</sup>
1	騰訊控股(TENCENT)	中国	ソフトウェア・サービス	7.8%
2	台湾積体電路製造(TAIWAN SEMICONDUCTOR)	台湾	半導体・半導体製造装置	7.1%
3	サムスン電子(SAMSUNG ELECTRONICS)	韓国	半導体・半導体製造装置	5.7%
4	SKハイニックス(SK HYNIX)	韓国	半導体・半導体製造装置	4.3%
5	メディアテック(MediaTek Inc)	台湾	半導体・半導体製造装置	4.1%
組入銘柄数				53

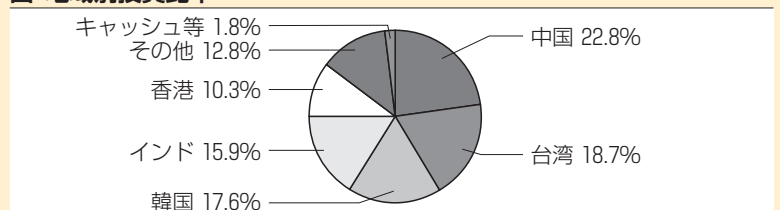
#### HSBC GIF アジア(除く日本)スモラー・カンパニーズ

順位	銘柄名	国・地域名	業種	比率 <sup>*2</sup>
1	Bグリム・パワー (B GRIMM POWER)	タイ	公益事業	1.8%
2	欣興電子(UNIMICRON TECHNOLOGY)	台湾	半導体・半導体製造装置	1.7%
3	SKハイニックス(SK HYNIX)	韓国	半導体・半導体製造装置	1.7%
4	世茂房地產(SHIMAO PROPERTY HOLDINGS)	香港	不動産	1.7%
5	中国美東汽車(CHINA MEIDONG AUTO HOLDINGS)	中国	小売	1.7%
組入銘柄数				113

\*2 すべてのクラスを合算した純資産額に対する比率です。

・銘柄名は、報道等の表記を参考にHSBC投信が翻訳しており、発行体の公式名称やその和文訳と異なる場合があります。

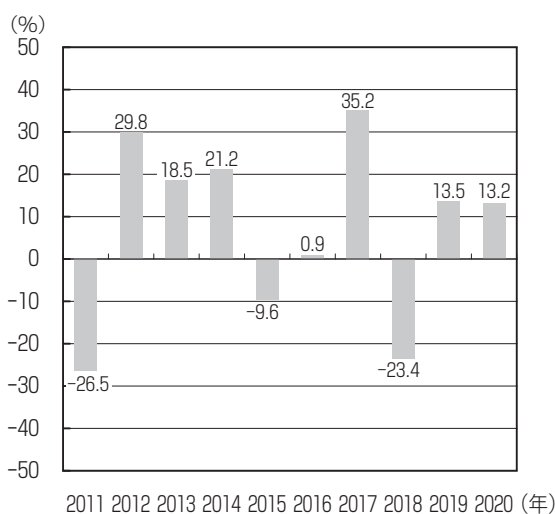
### 国・地域別投資比率<sup>\*3</sup>



\*3 国・地域別投資比率は、HSBC GIF アジア(除く日本)エクイティ クラスJ1CおよびHSBC GIF アジア(除く日本)スモラー・カンパニーズ クラスJ1Cを通じて各国・地域に投資されているものを、マザーファンドの組入比率等をもとに計算した参考値です。

・国・地域別投資比率のキャッシュ等は、マザーファンドにて保有するキャッシュ部分に、HSBC GIF アジア(除く日本)エクイティ クラスJ1CおよびHSBC GIF アジア(除く日本)スモラー・カンパニーズ クラスJ1Cのキャッシュ部分を加算しています。  
・表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

## ④ 年間収益率の推移



- ・当ファンドはベンチマークを設けていません。
- ・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- ・2020年は、年初から11月末までの騰落率です。

※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率は100.08%です。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

# 4 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が個別に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	購入代金は、販売会社が個別に定める期日までに、販売会社に支払うものとします。 *購入代金とは、購入金額(購入価額×購入口数)に購入時手数料(税込)を加えた金額です。
換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目以降に販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。
購入の申込期間	2021年2月9日から2021年8月5日まで (当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
申込受付不可日	日本国内の営業日であっても、香港の証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、購入および換金の申込受付は行いません。
購入・換金の申込受付の中止および取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。
信託期間	無期限(信託設定日:2007年5月31日)
繰上償還	ファンドの残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させる場合があります。
決算日	毎年5月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ( <a href="http://www.assetmanagement.hsbc.co.jp">www.assetmanagement.hsbc.co.jp</a> )に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、決算時および償還時に委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、収益分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
その他	基準価額(1万口当たり)は、翌日の日本経済新聞朝刊に「アジアプラス」の略称で掲載されます。

## ファンドの費用・税金

### <ファンドの費用>

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時にご負担いただきます。購入金額に、 <b>3.85% (税抜3.50%)</b> を上限として、販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。	商品内容の説明ならびに購入手続き等にかかる費用
信託財産留保額	ありません。	

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<b>年1.463% (税抜年1.33%)</b>	ファンドの日々の純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。
(委託会社)	税抜年0.60%	ファンドの運用等の対価
(販売会社)	税抜年0.70%	分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
(受託会社)	税抜年0.03%	運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象とする 投資信託証券	年0.60%程度	投資対象とする投資信託証券の実質投資比率を勘案した運用管理費用
実質的な負担	<b>年2.063% (税抜年1.93%)</b> 程度	投資対象とする投資信託証券の運用管理費用を加味して、投資者が実質的に負担する運用管理費用について算出したものです。
その他費用 ・手数料	ファンドの保有期間中、その都度ファンドから支払われます。 ・有価証券売買委託手数料／保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用／信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用等 ・振替制度にかかる費用／印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出にかかる費用／監査法人等に支払う監査報酬等 [ 純資産総額に対し上限年0.20%として日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、 ] [ 毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。 ] ・投資先投資信託証券における売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、監査報酬等 ※その他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率等を記載することができません。	

※ファンドの費用の総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

### <税金>

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2020年11月末現在のものです。

※少額投資非課税制度(愛称:「NISA(ニーサ)」)、未成年者少額投資非課税制度(愛称:「ジュニアNISA(ニーサ)」)をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得・譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。